

平成 29 年 2 月定例会提出議案(当初予算関連)の概要について

○ 議 案 (当初予算を除く)	24 件
●名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 8 号の規定により提供することができる特定個人情報 の範囲を限定する条例の制定について	総 務 局
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備するもの	
<ul style="list-style-type: none"> ・他の地方公共団体が条例で定めた独自利用事務において利用するために、情報提供ネットワークシステムを使用して本市へ提供を求める特定個人情報について、提供を行わないこととする ・施行期日 別に規則で定める日 	
●名古屋市職員定数条例の一部改正について	総 務 局
平成 29 年度の職員定数を定めるもの	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度 24,997 人 → 平成 29 年度 35,045 人 	
●包括外部監査契約の締結について	総 務 局
平成 29 年度の包括外部監査契約を締結するもの	
<ul style="list-style-type: none"> ・契約の相手方 湯本 秀之 (公認会計士) ・契約金額 8,206,920 円を上限とする額 	
●名古屋市市税条例等の一部改正について	財 政 局
地方税法の一部改正等に伴い、規定を整備するもの	
(1) 法人市民税関係	
<ul style="list-style-type: none"> ・法人税割の税率の引下げ 	
(2) 軽自動車税関係	
<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン化特例 (軽課) の適用期限の延長 ・環境性能割の創設 	
(3) 施行期日 平成 31 年 10 月 1 日 (ただし、一部の規定は平成 29 年 4 月 1 日)	
●福祉事務所設置条例の一部改正について	健康福祉局
平成 29 年度の福祉事務所所員の定数を定めるもの	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度 1,063 人 → 平成 29 年度 1,068 人 	
●名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島条例の一部改正について	健康福祉局
市外居住者の施設の使用料の額を改定するもの	
<ul style="list-style-type: none"> ・施行期日 平成 30 年 4 月 1 日 	

●名古屋市国民健康保険条例の一部改正について	健康福祉局
<p>地方税法等の一部改正に伴い、規定の整理を行うもの</p> <p>・施行期日 平成 29 年 4 月 1 日</p>	
●名古屋市保健所条例の一部改正について	健康福祉局
<p>健康危機管理の機能強化等を図るため、本市の全区域を所管する保健所及び各区の区域を所管する保健所支所を設置するための規定を整備するもの</p> <p>・施行期日 平成 30 年 4 月 1 日</p>	
●名古屋市児童福祉施設条例の一部改正について	子ども青少年局
<p>(1) 名古屋市味鏡保育園、名古屋市二ツ橋保育園、名古屋市島田第二保育園及び名古屋市梅森坂保育園を廃止するもの</p> <p>・施行期日 別に規則で定める日</p> <p>(2) 児童福祉法の一部改正により、情緒障害児短期治療施設の施設名称が児童心理治療施設に変更されることに伴い、規定を整理するもの</p> <p>・施行期日 平成29年 4 月 1 日</p>	
●名古屋市都市公園条例の一部改正について	緑政土木局
<p>(1) 名古屋城本丸御殿内に整備された孔雀之間を有料公園施設として設置するため必要な改正を行うもの</p> <p>・名古屋城本丸御殿の孔雀之間を有料公園施設とし、その使用料を定める（別表第 1、別表第 2 関係）</p> <p>(2) 名城公園において、指定管理者が管理する公園施設を拡大することに伴い、必要な改正を行うもの</p> <p>・指定管理者が管理する施設のうち「名城公園フラワープラザ」を「名城公園（市長の定めるものに限る。）」に改正する（別表第 3 関係）</p> <p>(3) 施行期日 平成 29 年 4 月 1 日（ただし、別表 3 の改正規定は平成 30 年 4 月 1 日、一部の規定は公布の日）</p>	
●名古屋市有料自転車駐車場条例の一部改正について	緑政土木局
<p>有松駅自転車駐車場を設置するため、必要な改正を行うもの</p> <p>・施行期日 平成 29 年 11 月 1 日（ただし、一部の規定は公布の日）</p>	
●名古屋市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の制定について	市民経済局
<p>自転車の安全で適正な利用の促進に関し、必要な事項を定めるもの</p> <p>・自転車の安全で適正な利用の促進に関する基本理念、市等の責務及び、自転車利用者の自転車損害賠償保険等の加入の義務等について規定</p> <p>・施行期日 平成 29 年 4 月 1 日（ただし、一部の規定は平成 29 年 10 月 1 日）</p>	

●名古屋市コミュニティセンター条例の一部改正について	市民経済局
守山区に設置するコミュニティセンターの名称及び位置を定めるもの	
名 称	位 置
・守山区	苗代コミュニティセンター 名古屋市守山区小幡南一丁目19番12号
・施行期日	別に規則で定める日
●指定管理者の指定について	市民経済局
名古屋市六反コミュニティセンターの指定管理者を指定するもの	
・指定の相手方	六反学区連絡協議会
・指定期間	施設の供用開始日から平成30年3月31日まで
●名古屋市建築基準法施行条例の一部改正について	住宅都市局
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行等に伴い、手数料に係る規定の整備を行うもの	
・施行期日	平成29年4月1日
●名古屋市営金城ふ頭駐車場条例の一部改正について	住宅都市局
名古屋市営金城ふ頭駐車場の使用料の徴収方法を変更するため、規定の整備を行うもの	
・駐車場利用者以外の者が使用料を支払うことを認める	
・施行期日	平成29年4月1日
●名古屋市営住宅条例の一部改正について	住宅都市局
市営住宅の入居資格要件のうち子育て世帯の同居親族要件を緩和するための規定の整備等を行うもの	
(1) 入居者の資格に関する規定の整備	
・市営住宅の入居資格要件のうち子育て世帯の同居親族要件を緩和するため、規定を整備する	
(2) 別表の改正	
・平成29年度中に公用開始及び用途廃止が予定されている次の住宅団地について、別表を改正する	
・公用開始	高蔵荘（熱田区）
・用途廃止	シティ・ライフ星ヶ丘（千種区）
	新萱場荘（千種区）
	小林荘（中区）
	前浜荘（南区）
(3) 施行期日	平成29年4月1日（ただし、入居手続等に関する規定は公布の日、別表の改正規定のうち高蔵荘の公用開始並びにシティ・ライフ星ヶ丘及び前浜荘の用途廃止は規則で別に定める日）

<p>●名古屋高速道路公社の基本財産の額の変更について</p>	<p>住宅都市局</p>
<p>名古屋高速道路公社の基本財産の額の増加を伴う定款の一部変更に対し、地方道路公社法に基づき議会の議決を経て同意しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名古屋高速道路の建設に伴う基本財産の額の増加 <p>変更前 3,175億8,800万円 (名古屋市出資額 1,587億9,400万円)</p> <p>変更後 3,178億4,300万円 (名古屋市出資額 1,589億2,150万円)</p>	
<p>●名古屋市消防団条例の一部改正について</p>	<p>消防局</p>
<p>名古屋市大学生消防団を構成する大学の増加に伴い、規定を整備するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市大学生消防団を構成する大学の増加に伴う定員の増員 (50人→175人) ・施行期日 平成29年4月1日 	
<p>●名古屋市消防関係事務手数料条例の一部改正について</p>	<p>消防局</p>
<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による火薬類取締法の一部改正に伴い、規定を整備するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火薬類の製造の許可の申請に対する審査等に係る手数料の新設 ・施行期日 平成29年4月1日 	
<p>●名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について (※別冊)</p>	<p>総務局</p>
<p>非常勤の職員 (別表第3) について、職種の新設及び廃止並びに報酬の額の改定等を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬の額を改定する職種：学校薬剤師はじめ8職種 ・新設する職種：就学奨励事務嘱託員はじめ19職種 ・廃止する職種：教育センター視聴覚指導員 	
<p>●名古屋市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正について (※別冊)</p>	<p>子ども青少年局</p>
<p>国の幼児教育無償化の拡充の方針を受け、本市として国の方針に対応するため、規定の整備をするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税非課税世帯の第2子利用者負担額を無償化 ・市町村民税課税世帯のうち、一部の世帯にかかる利用者負担額を軽減 ・施行期日 平成29年4月1日 	
<p>●名古屋市奨学金条例の制定について (※別冊)</p>	<p>教育委員会</p>
<p>経済的理由によって高等学校等における修学が困難な者に対し支給する奨学金について、必要な事項を定めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奨学金の受給資格、支給額及び支給手続について必要な事項を規定する ・施行期日 平成29年4月1日 	

●名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部改正について（※別 冊）

教育委員会

国の幼児教育無償化の拡充の方針を受け、本市として国の方針に対応するため、規定の整備をするもの

- ・名古屋市立幼稚園について、市町村民税非課税世帯の第2子利用者負担額を無償化する
- ・施行期日 平成29年4月1日

